

◆3・20 東京都自立支援協議会本会議提出資料

★Nothing about us, without us !!

～私たち抜きに私たちのことを決めないで～

障がい者権利条約及び障がい者差別解消法概要内容私案

記

私たちは障がいがあることで差別されることのない社会の実現を切に願っています。
障がいのある人が暮らしやすい社会は障がいのない人にとっても暮らしやすい社会となります。

しかし、昔の社会も今の現代社会でも障がいがある故におこる差別や偏見・困難がたくさんあります。

障がいのある人たちにとってまだまだ生きづらい社会となっています。

2006年12月に国際連合（国連）で障がい者の権利条約が採択され、

翌年、日本国もそれに署名しました。

それにより国内でも差別禁止のための動きも始まり、

2013年6月、障がい者差別解消法が交付され、同年12月締結国として参加を表明し、

2014年2月より日本でも障がい者権利条約を発効することになりました。

この条約において

障がいの有無に関わらず誰もがかけがえのない人間として尊重され地域社会において普通の
当たり前の生活が保障されなければなりません。

また生まれた子どもに障がいがあっても地域の子もたちと一緒に遊び共に教育を受け学校
卒業後も就労あるいは活動の場社会参加が保障され、成人として親元を離れた暮らしを望む
場所それが容易にでき、恋愛、結婚、妊娠、子育てまた趣味を楽しむなど

自らの人生を自らの意志で選択できなければなりません。（自己尊重並びに自己決定＝意志決定）

と条約には書かれています、

現在、世界では医学モデルから社会モデルへと「障がい」の捉え方が大きく変わりました。
それは、障がいとはその人自身の問題ではなく努力して軽減し克服するものではありません
むしろ様々な社会的障壁によりその人を受け入れられない社会が障害であるということです。

一人ひとりの存在価値が尊重されだれも自分らしく生きていくということが当たり前のこと
になるように障がいある人も障がいのない人も共に生きていく社会の実現するためのものです。

【人生に・・・(座右の銘)】

『人生に答えはひとつじゃない』

医・衣(い) 食・職(しょく) 住・充(柔)(じゅう) 友・游(優)(ゆう) 時・
研(とき) 場・羽(ば) 楽・学(がく) 湧・惑(わく) 進・信(心)(しん) 夢・努(ゆめ)
=文化論

【ピアスタッフ実践から見えてくること】

- 1、直接=ピアの言葉
 - 2、現実=検討の際のモデルを得ること
 - 3、実際=直接支援を行うピアスタッフからの情報
 - 4、体験=試行できること
 - 5、選択=比較できること
 - 6、即時=今(IMA), 得られること
- ◆動機付け=自己検討のため外的要因を揃えるだけ揃える

リカバリー(前向き) = ストレングス

- 1、希望があること
- 2、夢があること
- 3、目的があること
- 4、困難に向き合うこと
- 5、人に頼む勇気があること
- 6、今を楽しむことができること。

- 1、私の闘いの源泉は怒りではなく愛に深化する。
- 2、自由こそ最大の治療だ
- 3、支援者は辞めれるけど当事者は辞めれないのも現実である。

以上

文責：東京都自立支援協議会委員 中林澄明